

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第 3 0 8 会計隊長 齊藤 貴哉

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6QF61KT00830		6RRA1AK0025 0001								
品名 または 件名										
公務員宿舎消防設備点検										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1. 00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
豊川駐業 官舎地区				豊川駐業 厚生科						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
岩崎准尉（３３２７）				令和9年3月31日（水）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年11月5日（木）11時00分 第 3 0 8 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

「契約条項等を示す場所」

契約条項及び仕様書は、下記に示す期間、第 3 0 8 会計隊事務室 契約班窓口において配布する。
令和 8 年 1 0 月 2 3 日～令和 8 年 1 1 月 4 日（0 8 1 5～1 7 0 0）（土日については電話連絡すること）
上記以外については別紙のとおり

仕様書担当者 岩崎
電話番号 0 5 3 3－8 6－3 1 5 1（内線）3 3 2 7
契約班担当者 加藤
電話番号 0 5 3 3－8 6－3 1 5 1（内線）3 3 4 7
FAX番号 0 5 3 3－8 4－7 8 5 0

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」D等級以上かつ競争参加地域「東海・北陸」の資格を有する者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)または(イ)に該当する二者の場合。ただし、(イ)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続き」という。）が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札業者名及び入札金額が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札

- (5) 同一業者が入札した2通以上の入札書による入札
- (6) 入札書の親金額の訂正は認めない
- (7) 第8項第1号で示す期限に遅れた郵便入札

5 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の内、下記の条項を適用する。

(1) 基本契約条項

役務請負契約条項

(2) 特約条項

ア 談合等の不正防止に関する特約条項

イ 暴力団排除に関する特約条項

6 契約書の作成

契約金額が100万円を超える場合は請書を、250万円を超える場合は契約書を作成する。

(金額によっては、省略する場合もあり)

契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

総品目総額決定(消費税抜)

総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 その他

- (1) 郵便による入札については、令和8年11月4日(水)17時00分必着分までを有効とする。なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ず実施すること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めない。
- (3) 入札に参加する者は、令和8年11月4日(水)12時00分までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。(FAX可)
- (4) 下請け業者を使用して入札に参加する者は、令和8年11月4日(水)12時00分までに下請負申請書を提出すること。(FAX可)
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
- (6) 市場価格調査への協力を依頼する。
- (7) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から連絡する場合がある。押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印をすること。
- (8) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班窓口にて閲覧すること。
- (9) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1
陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班 担当：加藤
0533-86-3151 内線(3347) FAX0533-84-7850(直通)
メールアドレス：ma308fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
- (10) 仕様内容に関する問い合わせ先
陸上自衛隊豊川駐屯地 業務隊 厚生科 岩崎
0533-86-3151 内線(3327)

本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊

陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊

陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊

陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊

豊橋商工会議所 のほか

陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/> に掲示している。

(8) 公務員宿舎消防設備点検

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

役 務 名 称	(8) 公務員宿舎消防設備点検				
図 面 名 称	表 紙				
業 務 隊 長	厚生科長	厚生班長	宿舎係	宿舎管理人	担 当 者
了 10.10.20	了 10.10.20		了 10.10.20	了 10.10.20	岩崎
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊				図 面 番 号	1 / 1 2

仕 様 書

調達要求番号		作成部隊	豊川駐屯地業務隊
作業件名	(8) 公務員宿舎消防設備点検	作成年月日	令和8年10月15日

1 実施場所

愛知県豊川市金屋西町2-1, 2, 5 陸上自衛隊豊川駐屯地 金屋宿舎 (3. 4. 5. A. B. D. E棟)
愛知県豊川市金屋西町2-6 陸上自衛隊豊川駐屯地 二見塚宿舎 (6. 7棟. 集会所)

2 役務概要

本作業は、陸上自衛隊豊川駐屯地金屋宿舎及び二見塚宿舎の消防設備点検を実施するもの。

区分	項目	周期	分類	数量	点検場所
消火器	機器点検	6M	粉末消火器 (蓄圧式)	126本	金屋宿舎 (全棟) 二見塚宿舎 (全棟)
自動火災 報知設備	機器点検 総合点検	6M 1Y	<ul style="list-style-type: none"> ・P型1級受信機 ・P型1級発信機 (総合盤) ・差動式ｽﾎﾟｯﾄ型 感知器 ・光電型ｽﾎﾟｯﾄ型 感知器 ・音響装置 ・予備電源 	1 式	二見塚宿舎 (7棟)
共同住宅用 自動火災 報知設備	機器点検 総合点検	6M 1Y	<ul style="list-style-type: none"> ・GP型3級受信機 ・戸外点検中継箱 ・差動式ｽﾎﾟｯﾄ型 感知器 ・定温式ｽﾎﾟｯﾄ型 感知器 ・音響装置 ・予備電源 ・戸外表示器 	1 式	二見塚宿舎 (7棟)
非常警報 器具	機器点検 総合点検	6M 1Y	<ul style="list-style-type: none"> ・操作部 ・起動装置 ・音響装置 ・表示灯 	11組	金屋宿舎 (D. E. 5棟) 二見塚宿舎 (6棟. 集会所)
避難器具	機器点検 総合点検	6M 1Y	避難はしご	28組	金屋宿舎 (D. E. 5棟) 二見塚宿舎 (6棟)
誘導灯設備	機器点検	6M	誘導標識	31枚	二見塚宿舎 (6. 7棟)
連結送水管	機器点検 総合点検	6M 1Y	<ul style="list-style-type: none"> ・送水口 ・放水口 ・格納箱 ・耐圧機能 	1 式	二見塚宿舎 (7棟)
連結送水管	総合点検	3Y	耐圧試験	1 式	二見塚宿舎 (7棟)

※「6M」は6ヶ月に1度点検する事とし、11月及び3月を基準に2回点検すること。

また、「1Y」は1年に1度点検する事とし、3月を基準に1回点検すること。

役務件名	(8) 公務員宿舎消防設備点検		
図面名称	仕様書 (1)		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	2 / 12	

3 一般事項

- (1) 本作業は、本仕様書・図面・次に示す基準及び関係法令等を遵守して実施すること。
なお、仕様書に記載なき事項等については、事前に監督官と協議し指示に従うこと。
 - ・消防法、消防法施工令、消防法施工規則及びこれに基づく告示
 - ・消防用設備等点検実務必携による点検要領
 - ・建築保全業務共通仕様書（最新版）
- (2) 作業は全て丁寧かつ確実に実施すること。
- (3) 駐屯地規定により、喫煙は所定の位置で行い、作業中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、作業場所以外の立ち入りを禁止する。作業の都合によりやむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会のもとで立ち入ること。
- (4) 作業時間は平日の午前8時15分から午後5時迄とする。
なお、時間外・土曜日・日曜日及び祝日等に作業を実施する場合は、前日までに監督官に届出て指示に従い実施すること。
- (5) 自衛隊施設からの電気・給水を使用する際は、仮設メーターを設置して、部隊側算定に基づき有償とする。
- (6) 受注者は、作業実施に先立ち監督官と協議のうえ作業工程表を作成し、監督官に提出して了解を得たのち作業を実施すること。
- (7) 受注者は、作業の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を行うこと。
項目は、作業前・作業中・作業後及び監督官の指示箇所とする。写真は作業完了後速やかに整理し提出すること。
- (8) 作業は受注者の責任とし、作業に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (9) 作業に際し、養生等が必要と思われる箇所については、適切に処置を施すこと。
- (10) 完成検査合格後、当該役務での作業上の欠陥によるものとみられる不具合の発生について、請負者は1年間その責を負うものとする。
- (11) その他不明な事項等はその都度監督官と協議する。

4 特記事項

- (1) 点検資格者については第1種及び第2種消防設備点検資格者など法令等に定められた点検資格を有するものとし、点検資格者の免状の写しを提出すること。
- (2) 作業時に設備の異常を発見した際は、速やかに監督官に報告し、設備の修理等が必要と認められた場合は、見積書を早急に作成し提出すること。
- (3) 点検結果は消防設備協会の様式により2部作成した後、監督官に提出し、監督官の確認を得たのち指示に従い、消防へ提出すること。

役務件名	(8) 公務員宿舎消防設備点検		
図面名称	仕様書(2)		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	3	12

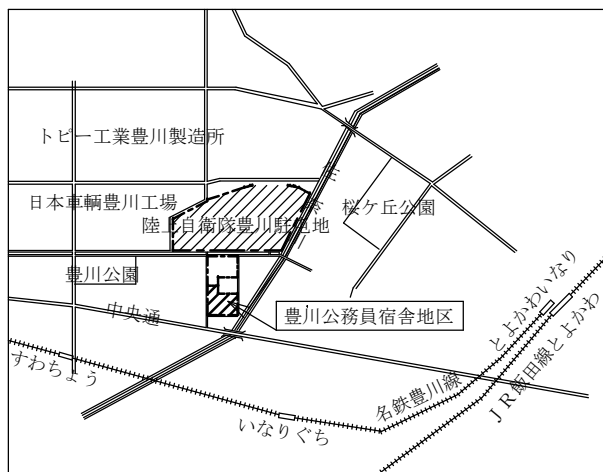
5 提出書類

(1) 工程表	2 部	(契約後速やかに)
(2) 現場代理人通知書・略歴書	2 部	(契約後速やかに)
(3) 打合せ簿	1 部	(その都度)
(4) 役務開始・完了届	1 部	(契約後速やかに)
(5) 作業日誌	1 部	(その都度)
(6) 作業写真	1 部	(作業後速やかに)
(7) 資格者免状の写し	1 部	(契約後速やかに)
(8) 点検結果報告書	2 部	(作業後速やかに)
(9) その他指示された書類	1 部	(その都度)

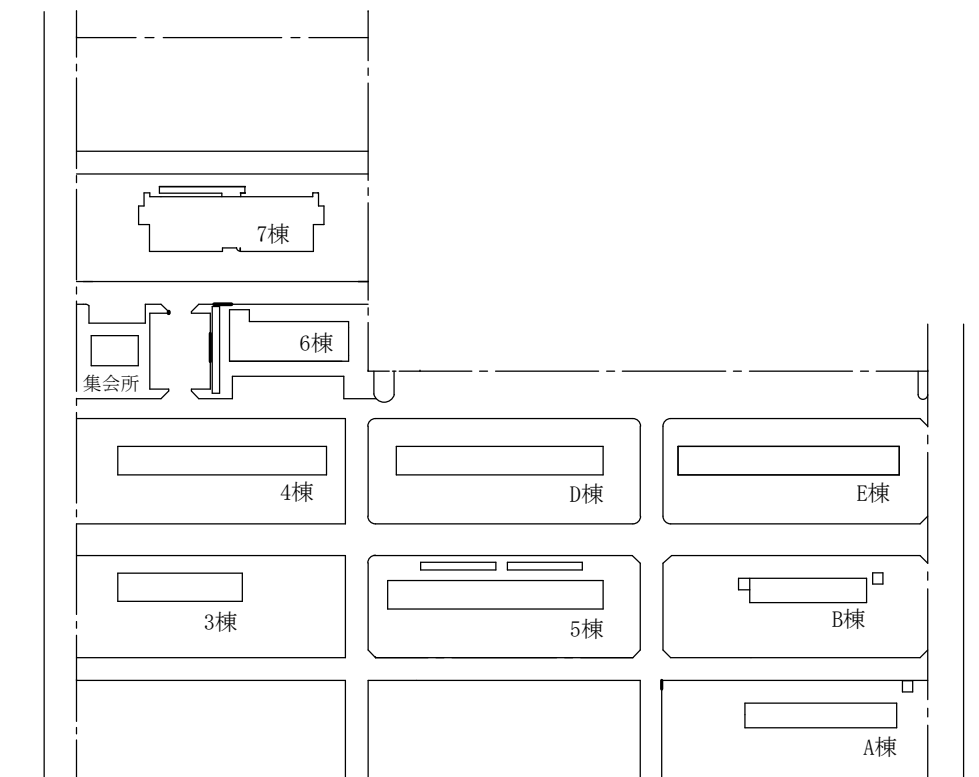
6 完了検査

作業終了後、検査官による現場検査及び提出書類が部隊側に届いた後に、書類検査を実施し合格をもって完了とする。

役務件名	(8) 公務員宿舎消防設備点検		
図面名称	仕様書 (3)		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	4 / 1	2

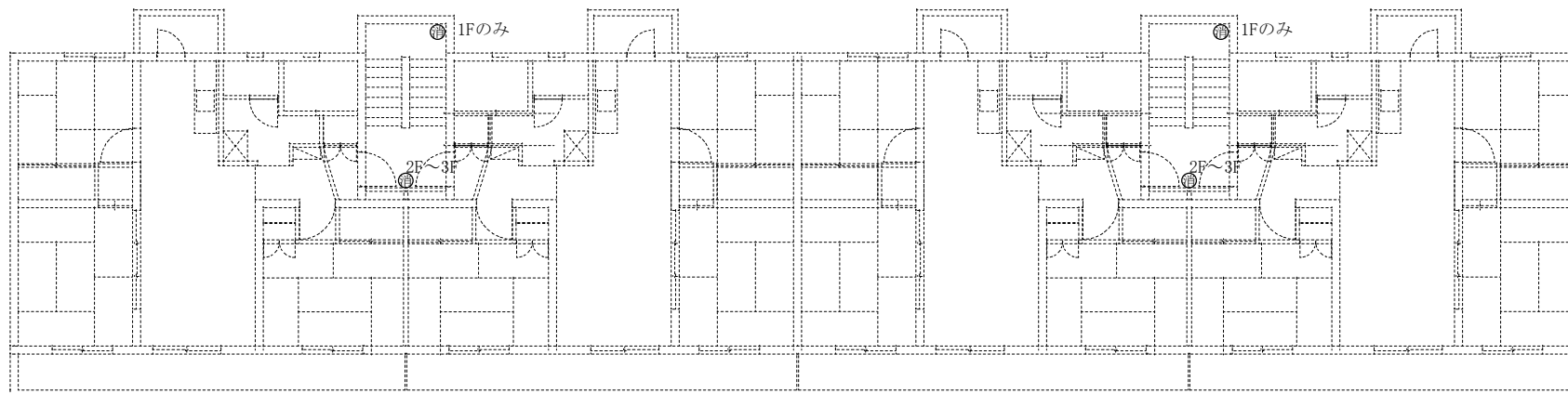


豊川駐屯地案内図 S : 1 / X



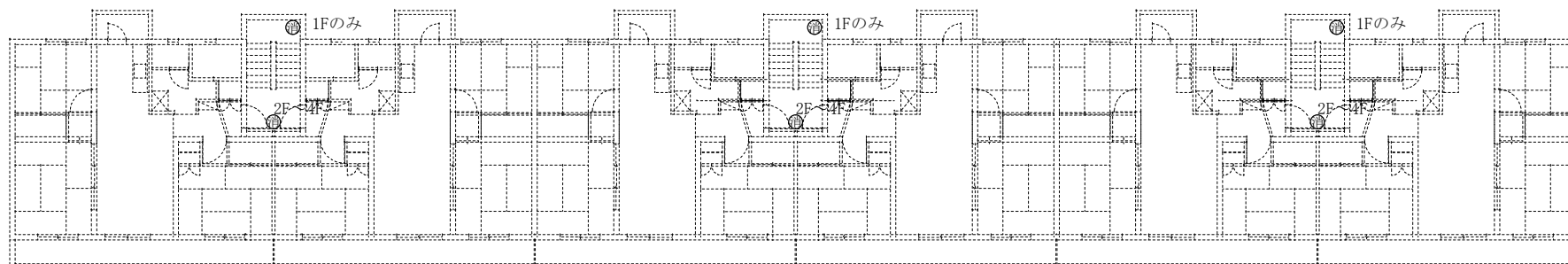
公務員宿舎配置図 S : 1 / 3 0 0 0

工事名称	(8) 公務員宿舎消防設備点検		
図面名称	案内図・配置図・平面図	縮 尺	図 示
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	5 / 1 2



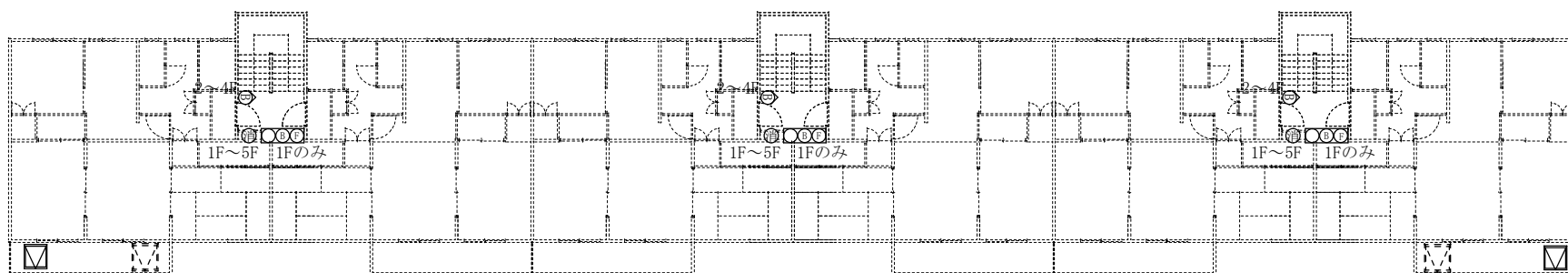
公務員宿舎3棟平面図 S=1/175

● 消火器 6本



公務員宿舎4棟平面図 S=1/250

● 消火器 12本

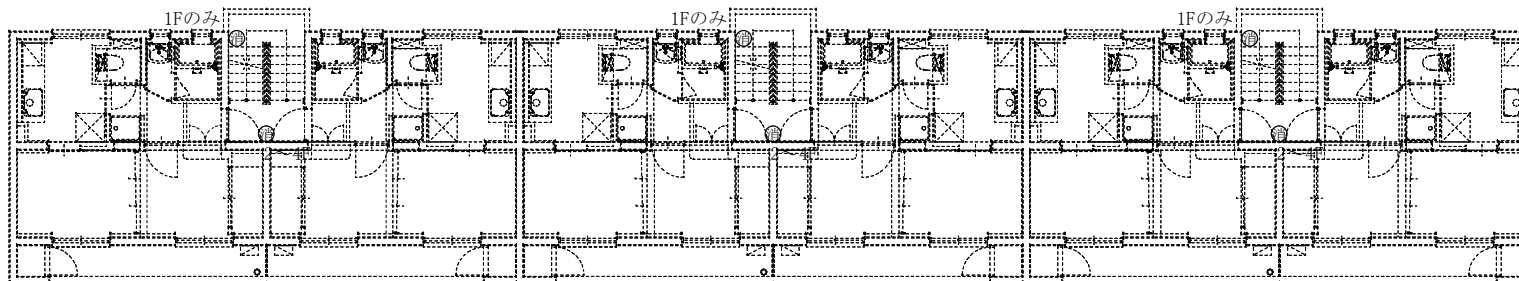


公務員宿舎5棟平面図 S=1/250

3.5階 2.4階 ● 消火器 15本
 ○○○ 非常警報器具 3台
 ⊕ 非常ベル（屋外用） 9個
 ▢ 避難はしご 8組

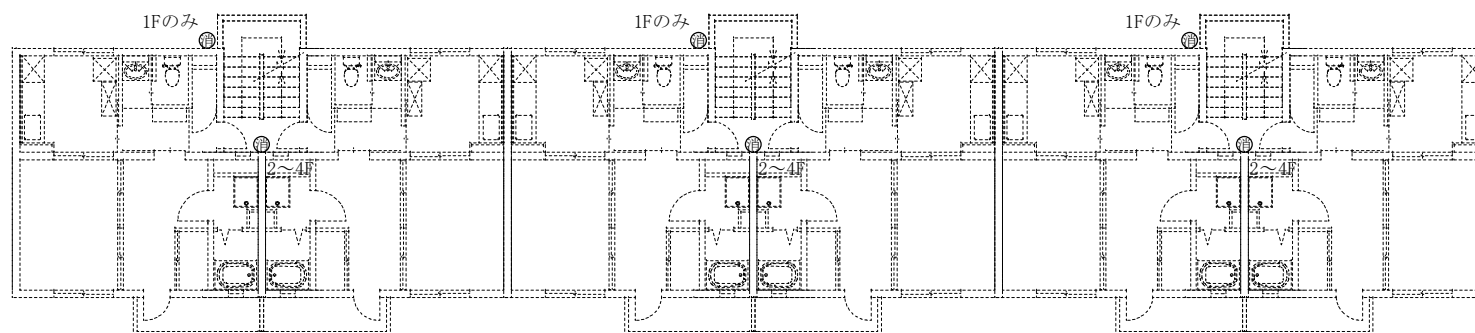
2.4階 3.5階

工事名称	(8) 公務員宿舎消防設備点検		
図面名称	宿舎3棟・4棟・5棟平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	6 / 1 2



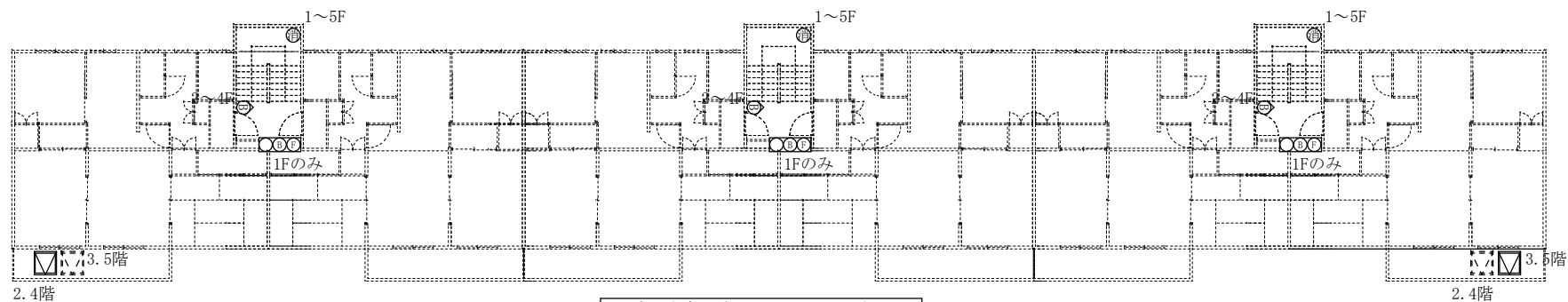
公務員宿舎A棟平面図 S=1/200

消火器 12本



公務員宿舎B棟平面図 S=1/200

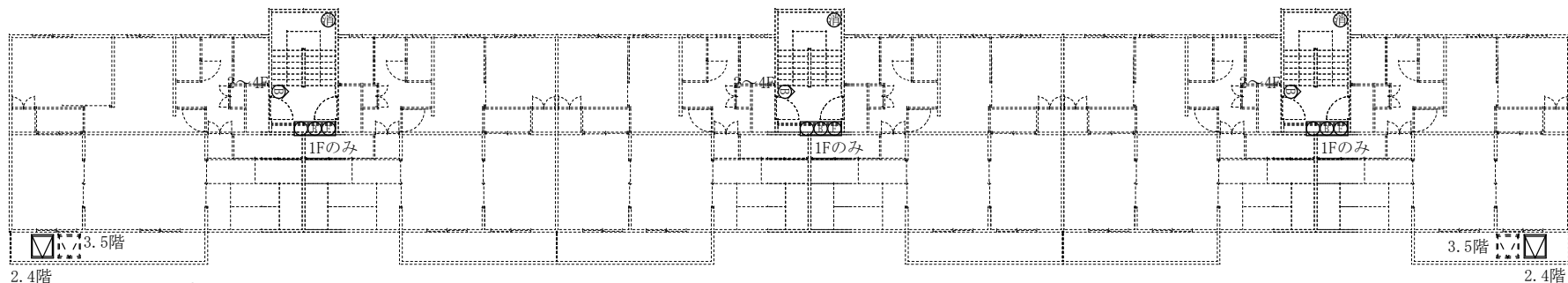
消火器 12本



公務員宿舎D棟平面図 S=1/250

- 消火器 15本
- 非常警報器具 3台
- 非常ベル (屋外用) 9個
- 避難はしご 8組

工事名称	(8)公務員宿舎消防設備点検		
図面名称	宿舎A棟・B棟・D棟平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	7 / 12

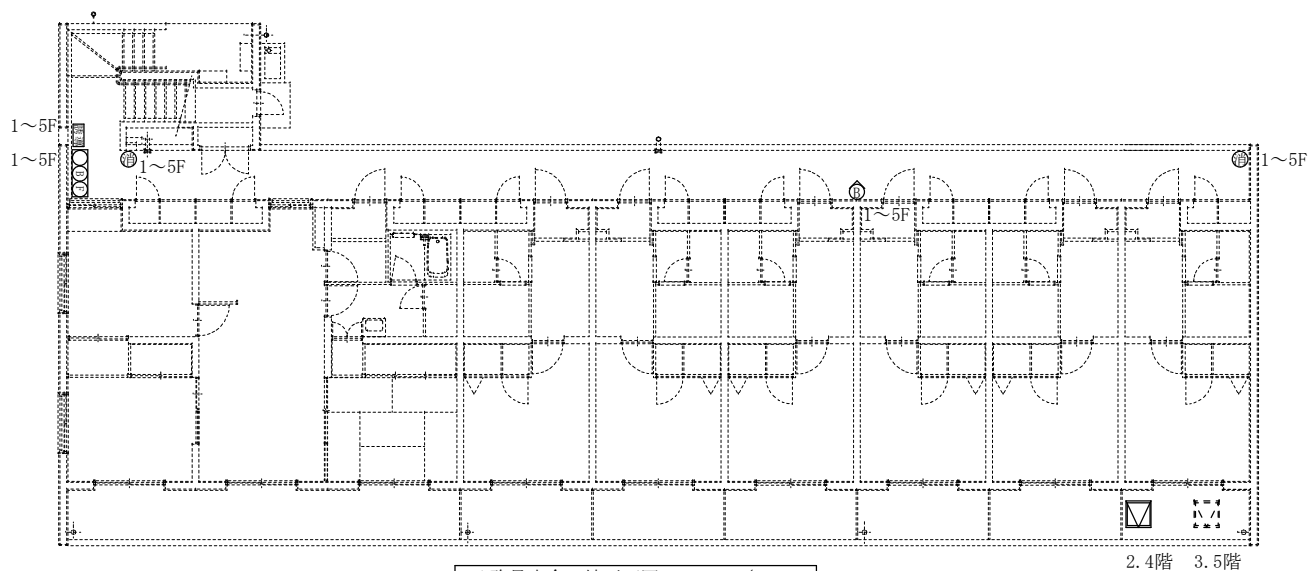


2.4階

3.5階
2.4階

- 消火器 15本
- 非常警報器具 3台
- ① 非常ベル (屋外用) 9個
- 避難はしご 8組

公務員宿舎E棟平面図 S=1/250

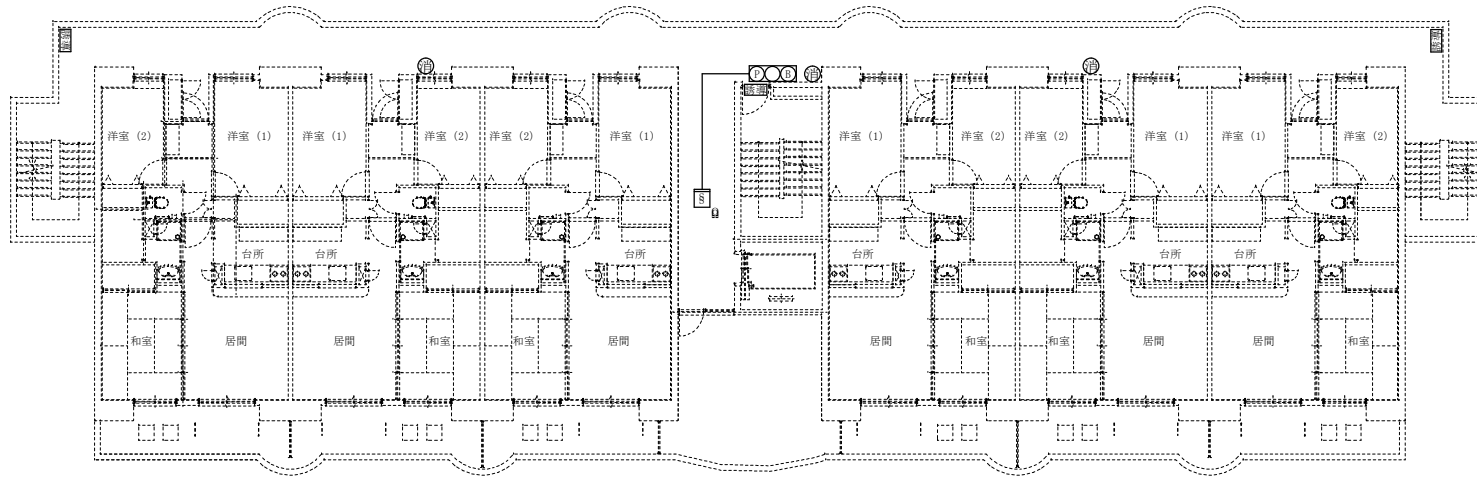


- 消火器 10本
- 非常警報器具 5台
- ① 非常ベル (屋外用) 5個
- 避難はしご 4組
- 誘導標識 5枚

公務員宿舎6棟平面図 S=1/200

2.4階 3.5階

工事名称	(8) 公務員宿舎消防設備点検		
図面名称	宿舎E棟・6棟平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	8 / 12



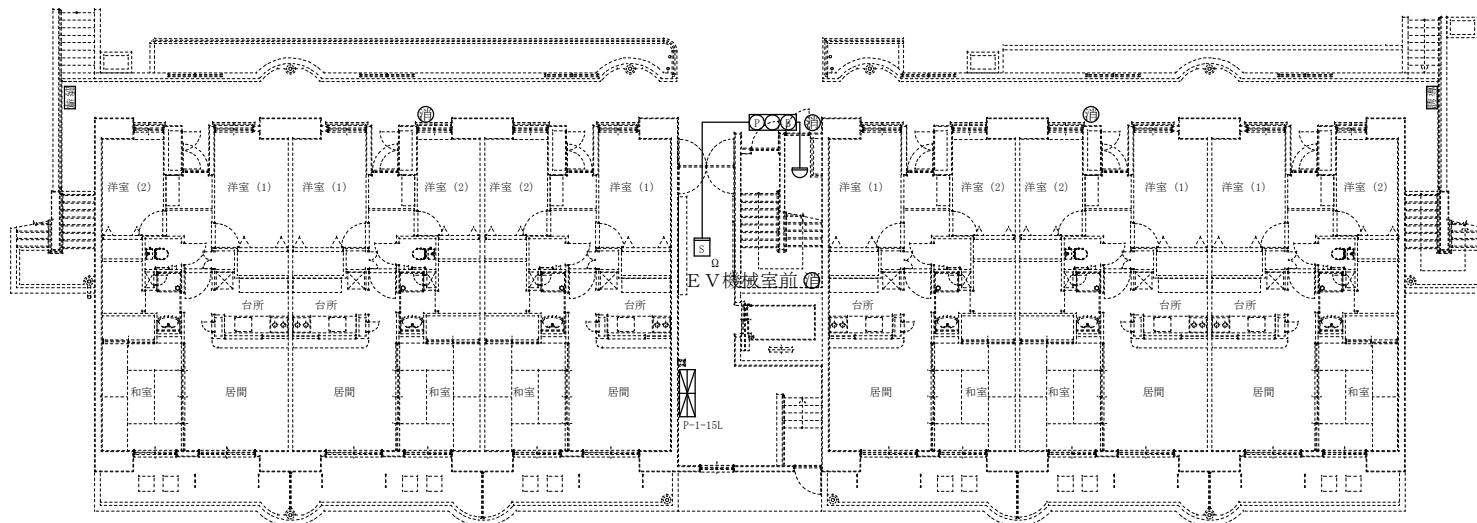
Ⓔ 消火器 3本×8階分 24本

○ ○ ○ P型1級受信機（総合盤）1台×8階分 8台

S 光電式スポット型煙感知器 1個×8階分 8個

誘導標識 3枚×8階分 24枚

公務員宿舎7棟2～9階平面図 S=1/200



Ⓔ 消火器 4本

○ ○ ○ P型1級発信機（総合盤）1台

⊠ P型1級受信機 1台

S 光電式スポット型煙感知器 1個

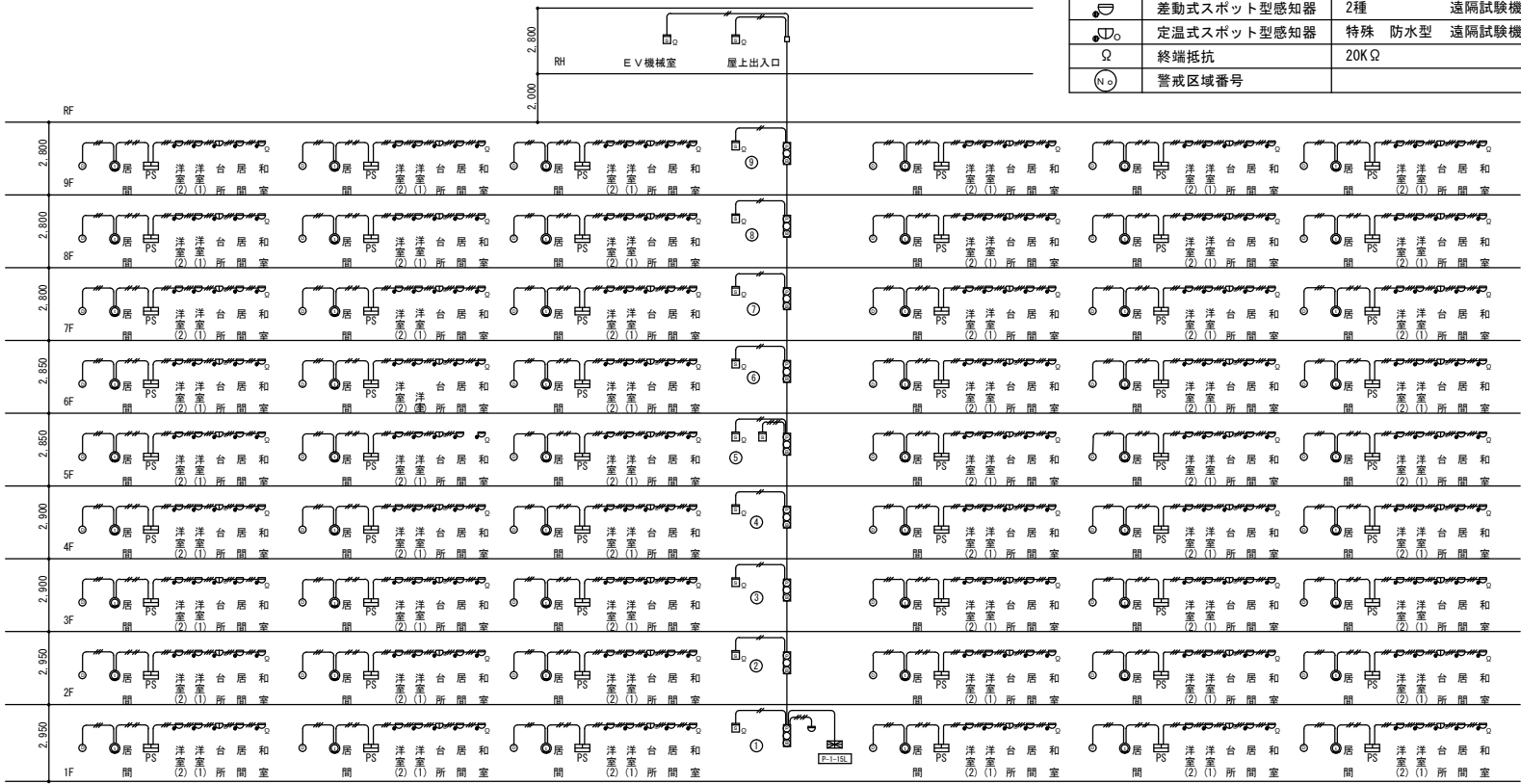
誘導標識 2枚

公務員宿舎7棟1階平面図 S=1/200

工事名称	(8) 公務員宿舎消防設備点検		
図面名称	宿舎7棟平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	9 / 12

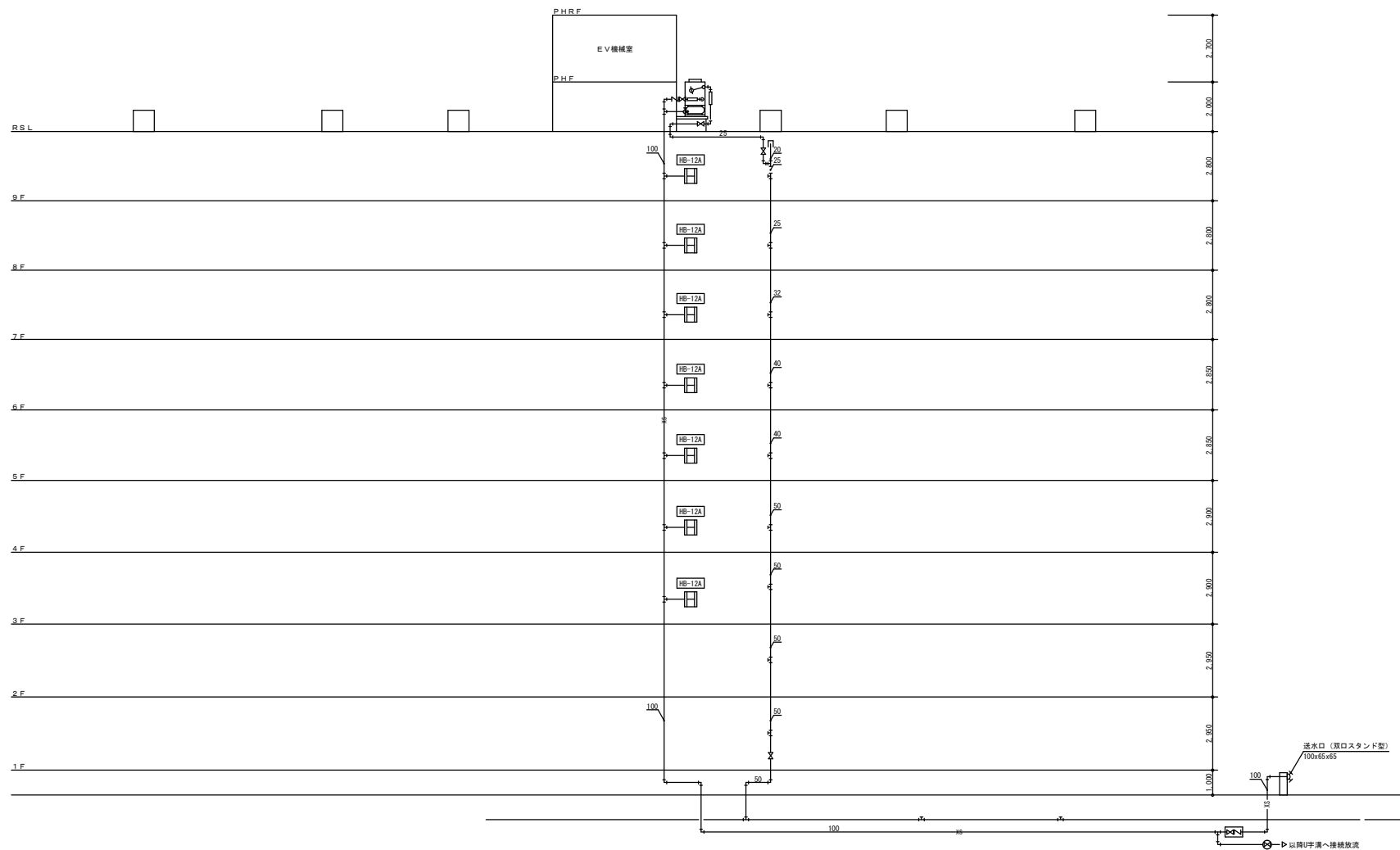
凡 例

記号	名 称	備 考	数 量
	受信機	P型 1級 15回線	1 面
	受信機（総合盤）	P型 1級 埋込防雨型	9 面
	差動式スポット型感知器	2種	1 個
	光電式スポット型煙感知器	2種 非蓄積型	1 1 個
	GP型3級受信機	インター機能付	5 4 個
	戸外表示器	インター機能付	5 4 個
	戸外点検中継箱	遠隔試験機能付	5 4 個
	差動式スポット型感知器	2種 遠隔試験機能付	2 1 6 個
	定温式スポット型感知器	特殊 防水型 遠隔試験機能付	5 4 個
	終端抵抗	20K Ω	
	警戒区域番号		

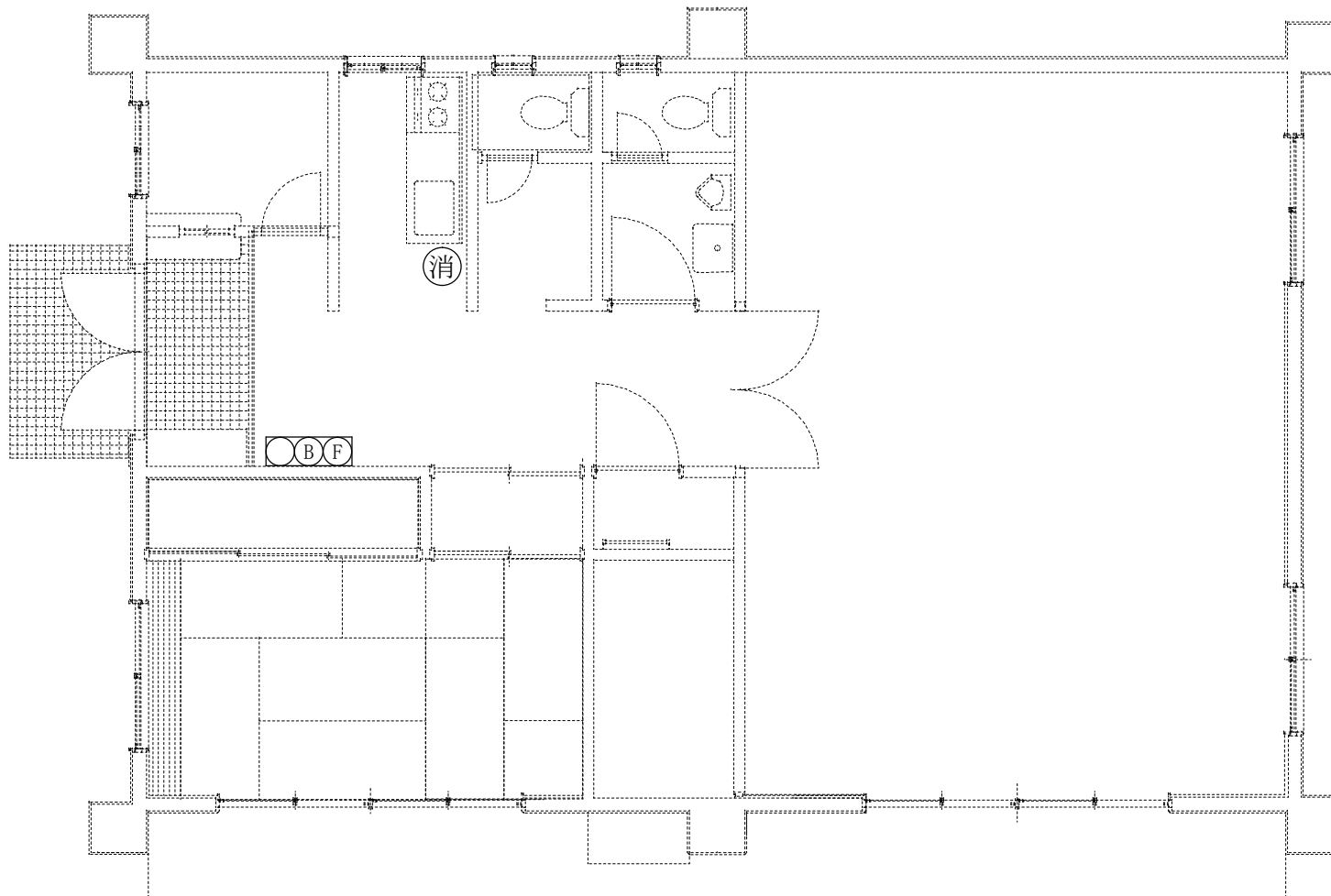


公務員宿舎 7棟立面図 S = 1 / 300

工事名称	(8) 公務員宿舎消防設備点検		
図面名称	宿舎7棟立面図	縮 尺	図 示
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	1 0 / 1 2



工事名称	(8)公務員宿舎消防設備点検		
図面名称	連結送水管詳細図	縮尺	図示
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	11 / 12



 非常警報器具 1台
 消火器 1本

集会所平面図 S=1/7.5

工事名称	(8)公務員宿舍消防設備点検		
図面名称	集会所平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	12/12

承認申請
下 請 負 出 書
届 出

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

1 を下請負者として貴部発注

調 達 要 求 番 号 _____
品 名 数 量 _____

に関する契約について別紙のとおり請け負わせたいので承認願います。
お届けします。

2 年度分

承 認 書

調 達 要 求 番 号
品 名 数 量
の契約に係る事項について
件を付して承認する。

に請け負わせることを下記条

記

1
2
3

承認番号 下請負第 号

令和 年 月 日

注：1 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること
2 不要の箇所は抹消すること

1 下請負を行わせようとする者の名称、所在地、代表者名、担当者名、連絡先、資本金、営業状況、生産設備及び従業員の概要並びにその選定理由

2 下請負を必要とする理由

3 下請負の範囲

4 下請負部分にかかる契約金額又は見積額

5 契約相手方と下請負を行わせようとする者との下請負部分に係る納入条件（納期、納入場所等）

6 その他必要と認める事項

注 年度区分においての届け出は、項目 1、2、3 とする。

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉 殿

連絡先

[illegible]

市場価格調査書

[illegible]